

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四條通烏丸東入ル長刀鋒町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

2012 新春号

2012年 1月発行 第65号



ご挨拶

明けましておめでとうございます。

昨年は、わが国では東日本大震災という未曾有の大災害とこれによる原発事故により社会経済に対し深刻な打撃を受け、世界的には欧州ソブリン問題により財政に対する信認の低下が金融システムに影響を与え、実体経済にも波及する厳しい時代でありました。

新しい年を迎え、わが国では震災復興を軌道に乗せることが喫緊の課題でありますとともに、世界的には安定した金融システムの維持に向けた取り組みが重要な課題になっています。

弊事務所も、早いスピードで進展する社会経済状況に対応し、クライアントの皆様のニーズに応え、弁護士として社会的責任を果たしてまいりたいと存じます。所属弁護士一同、心機一転の気持ちで1頁以下に新年の「ひと言ご挨拶」を掲載いたしましたのでお目通しいただければ幸いです。

さて、この度、新進気鋭の草深充彦弁護士と高橋瑛輝弁護士を迎えました。両君はいずれも京都大学法学部を経て、京都大学法科大学院を修了、新司法試験に優秀な成績で合格し、この度司法研修所を修了した青年弁護士です。皆様の期待に応えてくれるものと確信しております。

また、永年にわたり銀行実務や金融コンサルティング業務について実務経験も持っておられる吉岡伸一岡山大学法学部教授を客員弁護士として迎えました。金融法務についての豊富な経験と学識を活かし、的確な助言をいただけるものと期待しております。

どうか、草深、高橋、吉岡弁護士に対して私ども同様ご交誼を賜り、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

所長弁護士 中 務 嗣治郎

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。

弁護士 岩城 本臣

TPP交渉の対象には弁護士業務も含まれています。弁護士にとっては弁護士人口の爆発的急増に加えての太平洋を越えた経済的大津波です。国際的視点を忘れずに、しかし日本の将来を考えて対応しなければなりません。事務所としても、時代の流れに迅速に対応すべく体制の整備を心掛ける所存です。

弁護士 森 真二

昨年は新燃岳噴火・大震災・大雨災害と続きました。復興のための法整備は特に急がれます。「大阪都構想」、これも法整備が難問です。大会社における統発する不祥事では社外取締役の問題等会社法の改正作業が進んでいます。私どもは時代に対応する法的サービスを常に心がけていきます。

弁護士 村野 譲二

東北大震災に始まって、欧州経済危機、激激な円高など激しい経済情勢の変化の中で、雇用関係もまた不安定な状況になっています。企業活動の中で、労使紛争は大きなロスになりますので、未然に防止するための措置、迅速な解決へのアドバイスに努めたいと思います。

弁護士 加藤 幸江

法曹の世界に長くつかり、大阪弁護士会に20年以上所属したということで、今年、大阪弁護士会から顕彰されます。法律の本には書いていない、経験からくるノウハウをも駆使してご相談案件に対応し、適切妥当な解決を得られるよう、今年もがんばります！

弁護士 安保 智勇

昨年は50歳を迎え、弁護士になってから25年以上経ちました。この頃は弁護士は法律の専門家であるとともに、コミュニケーションの専門家でなければならず、そのためには何よりも「人間力」を養うことが重要であると考えています。

弁護士 中光 弘

最近、自分の携わる仕事が、会社や人の進む方向性に決定的な影響を及ぼす可能性があることを実感しております。ときに重圧ではありますが、大変なやりがいです。このことを頭において、常に責任感をもって最大の情熱を注ぎ込みたいと考えております。

弁護士 中務 正裕

折からの円高と国内市場の成熟もあるのか、昨今はアジアに進出する会社のお手伝いをする機会が多くなってきた。海外との交渉は、ななあで済まず点がなく、いわば結婚する前に離婚する時の条件をとことん煮詰めるようなもので、論理による粘り強い交渉しか相手を説得できない。今後とも日本の弁護士として、元気な企業が外に打って出ていくのを十分にサポートしていきたいと思っている。

弁護士 中務 尚子

昨夏に家族で道東を巡りました。今年は、北海道の大地のごとく、懐の深い、強い女を目指します。案件の一つ一つに丁寧にかつ果敢に取り組んでいくことでその強さを発揮できればと思います。本年も変わらぬご厚情をどうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 村上 創

昨年は、一日一日を、精一杯、悔いなく、生きていかなければならないことを再認識させられた1年となりました。また、併せて、世界の中の日本の立場、環太平洋の中の日本の立場を再度熟慮しなければならなくなった1年ともなりました。今年も引き続き個人として国として悩み多き1年となることが予想されますが、こういときこそ、何事にもチャレンジ精神をもって積極的に取り組む姿勢を忘れないようにしたいと思います。今年もよろしくお願い致します。

弁護士 小林 章博

森本滋先生が京都事務所にご入所され、京都事務所の体制もいよいよ充実して参りました。「ビジネス・ロー勉強会」も、コーヒーブレイクにはお茶菓子を食べながら参加者同士が実務上での工夫や悩み等について意見交換するなど充実した勉強会となって来ております。今年も、京都の企業の皆様のお役に立てる法律事務所を目指して頑張ります。

弁護士 錦野 裕宗

本年も、東京から、大阪から、法的サービスを提供します。それをむらなく最良のものとするため、肉体・精神ともベストコンディションを保つこと、その場で自己の持てる全力を投入すること、ご相談を頂けることに対する喜びを実感すること、を肝に銘じます。

弁護士 鈴木 秋夫

自分の100%の力では足りず、120%の力で事件処理をして初めてクライアントの皆様から求められるレベルに100%達することができるのはという考えで日々の業務に取り組んでおります。今年も「フルスイング」をモットーに1年間努力していく所存です。

弁護士 藤井 康弘

今年は弁護士登録10年目の節目の年を迎えます。10年の間に大阪事務所、東京事務所、ニューヨーク留学、京都事務所それぞれにおいて多様な経験をいたしました。これまでの経験を生かすとともに、今年は気持ちを新たに、皆様の期待に応えられるよう邁進する所存です。何卒宜しくお願いいたします。

弁護士 瀧川 佳昌

本年も多くの企業、担当者の方にリピーターになっていただけますよう、適正・迅速なサービスの提供を行ってまいりたいと思います。あわせて新規分野にも意欲的に取り組んでいきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

弁護士 金澤 浩志

留学先のシカゴで新年を迎えることとなりました。シカゴは五大湖の一つであるミシガン湖からの風が強く吹き付け、別名”Windy City”と呼ばれています。この強風に吹き飛ばされることなく、逆に追い風として、自分にリミットを設けず、あらゆるチャンスに挑戦して参りたいと思います。

弁護士 中野 清登

現在、留学という好機に恵まれ、英語に苦勞しつつも充実した生活を送っております。同級生の勉強に対する意欲はすさまじく、こちらも負けじと勉強に励む毎日です。将来は留学で得た知識を生かして皆様にご満足していただけるサービスを提供させていただく所存です。

弁護士 久保田 千春

昨年は、弁護士職務経験により裁判官から弁護士になり、多様な経験をさせていただきました。本年も、一つ一つの案件と真摯に向き合いながら対応して参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 吉田 伸哉

皆様におかれましては、欧州の金融問題、東日本大震災の余波と円高等による厳しい環境をもろともせず、龍が天上に昇るが如く、更に躍進される1年になると信じております。皆様が安心して活躍いただけますよう的確かつ迅速な法的サービスを提供いたします。

弁護士 田口 健司

弁護士登録から早くも5年が経過し、6年目を迎えることになりました。今年も依頼者の皆様に満足していただける仕事ができるよう、日々精進していきたく思います。何事もお気軽にご相談ください。

弁護士 平山 浩一郎

弁護士として5年目を迎えることとなりました。これまで実に様々な案件を経験することができましたが、参考となる裁判例や学説等が存在しない案件等に直面することも多く、基本に立ち返って原理原則から考えることの重要性を考えさせられます。本年も依頼者の皆様に満足していただけるようなサービスの提供に努めて参りますので、お気軽にご相談いただければと思います。

弁護士 古川 純平

昨年は、仕事でもプライベートでも、忙しく、しかしながら充実した1年を過ごすことができました。昨年の反省点は、運動不足の点でしたので、今年は、仕事も精進しつつ、(余裕があるかわかりませんが)マラソン等にも挑戦したいと思います。

弁護士 松本 久美子

弁護士となり5回目の年明けを迎えました。5回目という区切りの年ですので、今年は新たな分野の開拓も目標に取り組んで行きたいと考えております。また、新年を迎え気持ちも新たに仕事に邁進していく所存です。どうぞ本年もご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

弁護士 稲田 行祐

大震災を経て、保険事業の存在意義というもの改めて実感すると同時に、自らの人生を保険事業に捧げようと心に誓いました。本年も、皆様の事業の発展のために、少しでもお力になればと思います。

弁護士 柿平 宏明

昨年は依頼者の方と共に泣き、笑った一年でした。弁護士の職務は依頼者のニーズに応えることが第一ですが、そのためには依頼者の方とのコミュニケーションが不可欠となります。本年も皆様とはしつこいくらいにお話させていただくことと思いますが、お付き合い下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

弁護士 赤崎 雄作

知的財産権分野、企業統治分野に関心を有しております。一つ一つの案件に丁寧に対応することが大前提ですが、常に自己を研鑽し、より皆様のニーズにお応えできるよう、努力してまいる所存です。今年もよろしくお願い致します。

弁護士 角野 佑子

昨年は大きな自然災害、そして国政や地方選における政治面においても激動の1年でした。目まぐるしく世の中が変化し続ける中、絆の大切さを改めて学んだ年でもありました。今年もクライアントの皆様との絆を大切にし、充実した法的サービスを提供できるよう精進してまいる所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

弁護士 太田 浩之

弁護士の仕事は、事実関係の整理や法的見解の検証ではなく、その先にある取引の実現や紛争解決を真の目的としていることをつくづく実感しております。取引や紛争解決の障害を取り除くための明瞭な道筋を立て、それを単純明快に説明できる弁護士になるべく、邁進していきます。

弁護士 中村 健三

昨年は、震災直後に東京事務所に移り、自分自身にとって転機となった一年でした。そして、人との縁や絆の大切さを実感した一年でもありました。今後とも、クライアントの皆様から縁あって頂いた案件につき、「一日一生」の気持ちで、後悔なきように全力で取り組んでまいります。

弁護士 大槻 幸弘

昨年は目の前の案件に懸命に食らいついていった一年でした。本年はこのような懸命な姿勢に加えて、一步引いた冷静で多様な視点をもって様々な案件に取り組み、皆様のご期待に応えることのできるよう精進していく所存でありますので、どうぞご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

弁護士 大平 修司

昨年は、弁護士としてのスタートを切っただけでなく、東京事務所へ異動するなど、本当に様々なことがあり、まさに激動の1年でした。この1年間、日常の業務に追われて必死でしたが、本年はもう少し余裕をもって自己研鑽に励み、成長できるよう頑張りたいと思います。

弁護士 鍛冶 雄一

一年という期間は本当に短いもので、振り返ってみれば、まさに「あっ」という間でした。限られない時間を無駄にすることなく、一つ一つの相談や事案に応じた適切な方策を提供できるよう、より一層の努力を重ねて参ります。本年もどうぞ、よろしくお願い致します。

弁護士 下西 祥平

弁護士1年目は全てが光速で過ぎ去っていくような気がするほどあっという間でした。これまでにない経験と出会い、そして仕事の厳しさを痛感しながら毎日反省の繰り返しだったように思います。本年度は、自分の色を出せる仕事を探求していきたいと思ひます。

外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

In 2011, two of the firm's attorneys commenced their postgraduate legal studies overseas, and their experiences should prove invaluable to the clients. The Globalaw meetings we had in 2011 in Thailand and Israel have further strengthened the firm's international connections. As a result, the range of the firm's services is becoming broader and more specialized. I trust that 2012 will be a good year to all of the firm's clients!

弁護士 川口 富男

(オフカウズ)

弁護士は物事を絶対的ではなく相対的に考える専門家です。ですから和解交渉もできますし、紛争を妥当に解決できるのです。しかし背景に高度に専門的な知識・技備と常識的なセンスがなければなりません。この背景を豊かに醸成したいと願っています。

弁護士 森本 滋

(オフカウズ)

昨年10月に入所しました。旧年中は、「65歳の手習」のいわば助走期間として、京都事務所において、小林先生や藤井先生のお仕事を拝見させていただいただけでしたが、本年からは、諸先生方にお教を乞いながら、自らの特色を活かして事務所の活動に貢献していきたいと考えています。

弁護士 岡村 亘

明けましておめでとうございます。
今年も皆様にとって良い年でありますようお祈り申し上げます。

法務部長 寺本 栄

東日本大震災、超円高、タイの大洪水、ヨーロッパの経済危機と、昨年は、日本と日本経済にとって深刻な危難が相次いで押し寄せる大変な1年でした。
私自身は微力ながらも、復興と回復を念じて、今こそ日本の底力を発揮すべき時と思ひて、頑張っていきたいと思ひます。

法務部長 角口 猛

今年は、常日頃の自己研鑽を怠ることなくより一層努力し、更なる飛躍を目指すべく決意を強くしております。「誠実」・「迅速」・「正確」をモットーに、今後とも皆様のお役に立ちますよう心を新たに頑張ります。何事もお気軽ににご相談いただければ幸いです。

法務部長 野草 弘嗣

今年も、皆様の幅広いニーズにお応えできますよう自己研鑽に努め、皆様にご満足いただけるよう日々努力をしてまいる所存です。何卒、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

入 所 ご 挨拶



弁護士
草深 充彦
(くさふか・みつひこ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

初めまして。この度、当事務所で執務することになりました弁護士の草深充彦と申します。リーマンショックに端を発した世界同時不況、東日本大震災と原発事故等昨今の社会情勢は目まぐるしく変化しています。こうしたなか、時代の急激な変化に対応すべく、かなりの速さで法律の制定や改正が行われています。このような急激な変化を伴う社会の中では、個人や企業をはじめとする依頼者の方々に、時代の変化に取り残されることなく自己の権利・利益を実現して頂くことが最重要であり、時代の変化に臨機応変に対応するための素早い決断力や行動力等を備えて頂くことが必要不可欠です。このような高度な知識や能力が要求される現代社会の中で、私は、弁護士として法的な観点から依頼者の方々に對する的確かつ迅速なアドバイスをを行い、力の限り依頼者の方々を支援していきたいと考えております。そのために、日々法的な知識や問題解決能力の習得を怠らず、目の前にある一つひとつの事件に渾身の力を振り絞って取り組み、依頼者の方々にとって最善の利益を実現できる解決を目指してゆきたいと考えております。実務という正解がない真剣勝負の世界に飛び出したばかりの未熟者の私ですが、日々の職務を修行の場と考え、常に努力を怠ることなく皆様から信頼して頂ける弁護士になれるよう邁進し続けようと考えておりますので、末長い御指導と御鞭撻を賜りますようどうぞ宜しくお願い致します。



弁護士
高橋 瑛輝
(たかはし・えいき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

この度、当事務所の一員として勤務することとなりました、高橋瑛輝と申します。

私は、1年間の司法修習を通じ、尊敬できる多くの先輩弁護士が、熱意と誠意を持ち、目の前の事件・依頼者のために心血を注ぐ姿を目にし、そのたびに、自分が弁護士を志したときの思いや、今後目指すべき弁護士像を改めて見出し、初心を忘れず歩み続けようという思いを強くしてまいりました。

そもそも私が弁護士を志したのは、自分の能力や専門性を活かして誰かの支えになりたい、とりわけ、社会全体を規律する「法」という側面からサポートしてゆきたいと考えたからです。しかし、社会の進展に伴う国際化をはじめ、社会経済の状況がめまぐるしく流動する現在、弁護士に求められる能力もより高度なものとなっていくものと考えられます。それに応えるには、変化を感じる幅広い視野と、変化への対応力、それを体得するための弛まぬ研鑽、あらゆる事態を見通す想像力、そして豊富な経験と良識に基づくバランス感覚が必須であろうと思います。

私は、特に知的財産法分野に強い興味をもっており、今後積極的に取り組んでゆきたいと思っておりますが、それにとどまらず、幅広い経験を積み、弁護士に求められる様々な能力を磨き、初心のとおり、それを活かして人の支えになれるように、日々、全力を尽くしてゆきたいと思っております。

まだまだ未熟者ではありますが、何卒、皆様方のご指導ご鞭撻の程、よろしく願い申し上げます。



弁護士
吉岡 伸一
(よしおか・しんいち)

〈経歴〉
昭和52年3月 京都大学法学部卒業
昭和52年4月 大阪銀行
(現・近畿大阪銀行)入行
今里、船場、大正通各支店、および
総務部株式文書課、管理部、法務室を歴任
大阪銀行退職
平成10年3月 UFJ総合研究所(旧:三和総合研究所)退職
平成10年4月 三和総合研究所入社、経営相談室(大阪)担当

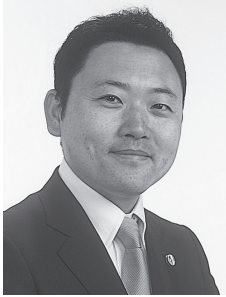
平成11年4月 大阪大学大学院客員助教授(～平成15年3月)
平成14年4月 大阪学院大学非常勤講師(～平成17年3月)
平成15年3月 UFJ総合研究所(旧:三和総合研究所)
現:三菱UFJリサーチ&コンサルティング)退職
平成15年4月 岡山大学法学部助教授就任(～平成18年3月)
平成17年4月 岡山商科大学非常勤講師(～現在に至る)
平成18年4月 岡山大学大学院社会文化科学研究科:法学部教授就任、現在に至る
平成21年3月 弁護士登録、現在に至る

はじめまして。このたび、弁護士法人中央総合法律事務所の客員として新たな第一歩を踏み出すことになりました。よろしく願いいたします。

私は、昭和52年に大学を卒業後、21年間当時の大阪銀行、現在の近畿大阪銀行に勤務していましたが、平成10年に三和総合研究所へ転職しました。その間、昭和60年ころから金融法務の研究会や学会に参加するようになり、論文も書かせていただいていたことから、平成11年より大阪大学の客員助教授や大阪学院大学の非常勤講師を務めるようになっていましたが、あるとき、岡山大学法学部の先生から、「常勤」でやってみないかと言われ、その気になって現在に至っています。

ところで、学生時代には、剣道部(中学)や陸上競技部(高校)やスピードスケート部(大学)に入っていました。特に、大学時代に、冬の八ヶ岳山麓で合宿したのを今でも忘れることができません。早朝5時半に起床して、まだ夜も明けきらない時から、東の空に金星と水星を、西に朝焼けでオレンジ色に輝く八ヶ岳を見て、400メートルリンクで1万メートルを2本滑っていました。おかげで太腿は、いまでも太いまです。スケート靴も4足記念品として大事に残しています。

今後も岡山大学には引き続き通いますが、中央総合法律事務所の一員としても活躍する所存ですので、よろしく願いいたします。



弁護士

小林 章博

(こばやし・あきひろ)

京都事務所だより 7

宇宙と聞いて、あなたは何を思い浮かべますか？

弁護士 小林 章博

『私たちは学校で、万物は原子でできていると習いました。ですが、その原子は宇宙全体の5パーセントにもならないのです。ここで疑問となるのが、残り約96パーセントは何なのか。実は約23パーセントは暗黒物質で、約73パーセントを占めるのが暗黒エネルギーなのです。全部足すと誤差の範囲でちゃんと100パーセントになります。暗黒物質も暗黒エネルギーも、名前はあるのですがその正体はわかっていません。

つまり、宇宙のほとんどすべてについて、私たちはよくわかっていないのです。このことがはっきりしてきたのが2003年以降のことです。私たちは宇宙についてよくわかってきたつもりだったのですが、実はほとんどわかっていなかったのです。』（「宇宙は本当にひとつなのか」村山 斉著「はじめに」より引用）。

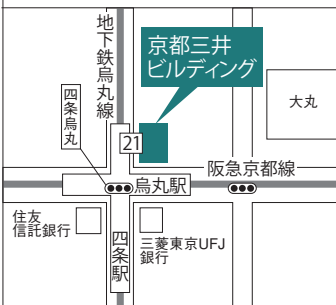
◇ ◇ ◇ ◇
「文系の人間は理系に関する本を読んだ方が良い。」と人に勧められ、私は最近「理系」分野の本を手取るように心がけています。冒頭の文章は私が最近読んだ新書のはしがきです。まさか、最新宇宙論の本で「暗黒物質」や「暗黒エネルギー」というまるで子ども時代に見たヒーローものに出てくる様な言葉が踊っているとは夢にも思いませんでした。読書は日々新たな発見や感動を与えてくれるとともに、思いこみや予断の怖さも教えてくれます。

◇ ◇ ◇ ◇
私たち弁護士の業務で大きなウェイトを占める訴訟。ご相談をいただいたクライアントの正当な権利実現のために、関係者のヒアリング、残っている書類関係の精査等を行います。こういった作業の中では、こちら側の主張と相手方の主張が食い違ったり、相互に矛盾する証拠が現れたりします。ここをどのように乗り越えていくのか。もちろん人間には記憶違いということもありますし、また、誰であっても自分にとって不利な事実は積極的に開示したくないという心情もあります。これらの事情によって双方の主張や証拠に矛盾が生じることもありますが、必ずしもそれに限定されるわけではありません。確かに証拠や主張は一見矛盾しているように見えるがそれこそが正に真実の姿である、ということが世の中にはあるわけです。例えばピラミッドを真上から見た人は正方形だと主張するが、真横から見た人は三角形だと主張する、このような場合どちらも決して間違ったことは言っていないし、相互の主張が矛盾しているわけでもありません。事案への光の当て方は非常に大切で、事案のもつ立体的な部分、あるいは目に見えていない「暗黒の部分」をどうやって浮かび上がらせることができるのか、どこまで真実に迫ることができるのか、これが弁護士の力量が問われるところなのでしょう。宇宙物理学の本に触れる中で、自分の見立てた「事件の筋」や先入観にとらわれることなく、クライアントのお話に誠実に耳を傾けるとともに関係書類を精査し、真摯に事案に向き合い真実を追究する姿勢の重要性を改めて認識させられました。

◇ ◇ ◇ ◇
話は変わりますが、日常私たちが用いている暦。これも太陰暦明治5年12月3日が太陽暦明治6年1月1日になりました。かつての日本人にとって常識が大きく転換した一例でしょう。ただ、暦は切り替わっても、長い間、私たち日本人の中で受け継がれてきた文化や伝統までが暦のように簡単に切り替わるわけではなく、旧暦のほうが祭事の季節感と合致するという話もよく耳にします。

写真は昨年の2月3日節分の際、私が出鴨神社で節分の福豆まきをさせていただいた際の写真です。参加できるのは当年の厄年・年男・年女、還暦にあたる方々。昨年私は「本厄」でありまして、厄よけ祈願も兼ねて福豆まきをさせていただきました。ちなみに昨年2月3日は旧暦の元旦にあたり、当日はお天気にも恵まれた大変素晴らしい日よりでした。

様々なことがあった一年でしたが、福豆まきのおかげか大過なく昨年一年を過ごすことができました。本年もクライアントの皆様のため、健康に留意してしっかりと頑張りたいと思います。



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

Globalaw加盟法律事務所のご紹介

第1回 VMW Taxand法律事務所 (オランダ)

弁護士 安保 智 勇

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在全世界約100カ国、160都市、4500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワークであるGlobalawに加盟しています。今後事務所ニュースでは、そのメンバーの外国法律事務所を逐次ご紹介していきます。トップバッターは、最近日本との租税条約の改正により注目されているオランダのVMW Taxand法律事務所、事務所の概要のご紹介と「オランダ・タックス・プラン2012」の日本企業への影響について御寄稿いただきました。

VMW Taxand法律事務所 の概要

VMW Taxand法律事務所 ジャパンデスク

1.日本とオランダ

日本とオランダには長い通商の歴史があります。1605年に徳川家康が交易を許可するためオランダへ送った朱印状が、4年の長旅を経て1609年に江戸に戻ってきました。それ以降400年以上に渡り両国の通商の歴史は続いています。現在では文化・スポーツといった面においても交流が盛んです。2011年3月11日に起こった東北太平洋沖大震災の際には、オランダ各地でチャリティーイベントが数多く催され、総額7億円を超える募金が赤十字に寄せられました。この中でも一番規模の大きかったイベント、清水エスパルスとアヤックスの親善試合においては、当事務所も開催準備の支援を行いました。

2.オランダの日系企業

現在オランダには約350社を超える日系企業が進出し在留邦人数は約6400人を数えます。(2010年現在)在蘭日本商工会議所(JCC)が2010年に会員企業に対して行ったアンケートでは、オランダで事業するメリットの上位に、「地理的条件」、「整備された交通網」に加え、「法人税体制や投資奨励政策」が挙げられており、オランダ政府の外資誘致策が高く評価されていることが伺えます。2012年1月1日から発効となる新日蘭租税条約に対しては、日系企業の税負担の軽減が見込まれるため高い関心がもたれており、この記事の後半でもご紹介します。

3.VMW Taxand法律事務所

日系企業の多くがアムステルダムとその周辺部に位置していますが、当事務所もアムステルダム中央駅のすぐ裏手、アイ湾沿いに立つビルの中にオフィスを構えています。

VMW Taxand 法律事務所 は、民事と税務全般に関わる法律問題を扱う独立法律事務所です。現在約75名の弁護士・税理士・公証人が所属し、40名ほどのサポートスタッフが勤務しています。業務グループは大きく分けて、会社法、雇用法、税法、行政法・刑法の4つです。またエネルギーやゲーム産業といった特定の産業分野に焦点を当てたチームもあります。

当事務所の特色のひとつは、民事分野と税務分野の融合です。弁護士と税理士の数はほぼ半数ずつで、非常に緊密な協力関係を築いています。ここに公証人のサポートを加えることであらゆる案件に対して多角的な観点からアドバイスを行うことが可能であり、ワンストップで包括的なサポートをクライアントに提供しています。このようなスタイルはオランダにある中規模の法律事務所ではユニークと言えます。

もうひとつの特色は、国際志向です。全世界で100を超える法律事務所が加盟しているGlobalawに参加しており、世界50カ国の独立系の税務事務所が加盟するTaxandのオランダ代表メンバーでもあります。事務所名にTaxandとあるのはこのためです。また当事務所には、ジャパンデスク、ドイツデスク、トルコデスクが設けられ、それぞれの言語・文化に熟知した弁護士が相談に応じています。

4.ジャパンデスク

当事務所のジャパンデスクは、国別デスクの中でも一番大きく5名の弁護士と2名の(準)公証人、2名の税理士、1名の日本人リーガルアシスタントから構成されています。ジャパンデスクの責任者は、ウレム・フィッサート・ホフト弁護士で、ライデン大学でオランダ法と日本学の学位を取得した後、2年間東京大学に研究生として留学し博士論文「日本の契約と独占禁止法、その社会学的比較研究」を執筆しました。現在は雇用法と会社法を中心に国内の案件のみならず、国際的な仲裁も手掛けています。相談の際には日本語でも対応しています。2011年の9月からドウマ・真一弁護士が、日本語が話せる弁護士として入所しました。彼はエラスムス大学でオランダ法の学位を取得した後、ライデン大学で日本学を学び京都大学に1年間留学した経験を持ちます。現在は雇用法・会社法に注力しています。

当事務所のジャパンデスクへのご連絡は以下の通りです。

VMW Taxand法律事務所

Piet Heinkade 55

P.O. Box 2911, 1000 CX Amsterdam, The Netherlands

T: +31 20 757 09 03, F: +31 20 301 66 22

ウレム・フィッサート・ホフト弁護士(日本語対応可)

E: willem.vissertthoof@vmwtaxand.nl

リーガルアシスタント 渡辺もゆる

E: moyuru.watanabe@vmwtaxand.nl

www.vmwtaxand.nl (Japan Deskには日本語ページもございます。)

「オランダ・タックス・プラン2012」の日本企業への影響

ジャパンデスク 税理士 マーク・サンダース(Marc Sanders)

ジャパンデスクでは、年に1回在蘭日本商工会議所(JCC)と共同でセミナーを開催し、日系企業を対象にオランダの法務や税務に関する最新情報を提供しています。2011年11月3日にもJCCセミナーが開かれ、2012年のオランダの法改正について会社法、雇用法、税法の3つの観点から、ジャパンデスクのメンバーが講演を行いました。その中から日系企業にとって関心が高かった税法についての講義の要約をご紹介します。

「タックス・プラン2012」によって在蘭日本企業の法人税体制は大幅に変わります。最も重要な変更は、利子の税控除、常置の外国系事業所の取り扱いに関するルール、及び新しい研究開発奨励策の導入です。他にもVATや所得税源泉徴収(30%ルール)などに関する変更も承認を受けました。詳しくは当事務所ホームページwww.vmwtaxand.nlに掲載される情報をご参照ください。新日蘭租税条約は2012年1月1日に発効します。以下現在時点での状況を説明いたします。

債務プッシュダウン方式の制限

オランダの典型的なプッシュダウン方式では、オランダの会社が別のオランダ企業を買収して二つの会社が税法上連結するか、または法的に合併することになった場合、利子を買収された会社の営業収益と相殺されます。しかし今このようなプッシュダウン方式を抑制するために、レバレッジ買収においては厳密な基準条件を満たさなければ利子は相殺できないようにすることが提案されています。企業は将来の買収においてこの新しいルールがどのように影響するかを十分に検討すべきと思われる。利子控除を失わないようにする代替的な税務体制も考えられます。オランダでの税法上の利子控除ルールは増々複雑になっており、慎重に検討する必要があります。

常設事業所の取り扱い

現行制度のもとでは常設の事業所(支店)の損失はオランダ本社の法人税納税義務を軽減することになります。法案で提案される制度では外国支店の損益はオランダの課税ベースから切り離され、その結果、外国支店の損失を移転する可能性は失われます。企業は現在の会社の構成にこの新しいルールがどう影響するのかを見直す必要があります。

研究開発控除

「タックス・プラン2012」の一環としてオランダでの資本集約的な研究開発(R&D)を奨励するために「研究開発費控除("RDA")」を導入することが承認されました。

税法上のこの新しい奨励策は、研究開発関係の従業員の賃金コストの控除、無形資産開発投資に関わる直接コストの控除、並びに知的財産権から上がる収益にかかる有効税率を5%とする「Innovation Box」課税の措置などの現存制度に加えて導入されるものです。

オランダの経済・農業・革新省は、納税企業の申請に基づき、どのコストおよび投資額がRDAに該当するのかを審査し額を決定します(経済省下の独立機関である"Agentschap NL")。RDAとして認められた額は課税対象利益から控除することができます。2012年に適用のRDA率は40%となる見通しで、これは企業にとって法人税が最高10%(一般法人税20~25%の40%)の純減税となる利点があることを意味します。

在蘭日本企業はこれらR&D関連の奨励措置の幾つかを利用できるかどうかを見直してみるべきでしょう。我々の経験によると、多くの企業は適用資格があるにも拘わらず、その利点を知らないでいます。ただし、日本の外国法人濫用防止ルール(C-FCルール)に拠り日本企業のオランダ子会社の有効法人税率は原則として20%以下であってはならないことに留意すべきでしょう。R&D奨励措置利用については日本の税法アドバイザーとも相談すべきと思われます。

新日蘭租税条約の現状

新租税条約はオランダに投資をする、或いはオランダ経由で投資をする、日本企業に幾つかの利点を提供いたします。最も重要な新しい点はオランダ会社が日本の親会社に払う配当について税の源泉徴収が廃止となることです。さらにオランダ会社の日本企業に対する利子やローヤルティー支払についても源泉徴収税が減税となります。しかし新条約の利点を享受するには厳格な資格条件を満たす必要があります。企業は新条約の条件を満たすかどうかについて見直す必要があります。

日本で最近導入された資本参加95%免税制度、および新条約での配当税の源泉徴収廃止によって、日本企業にとっては日本に配当を移転する方が魅力的なものとなります。しかしながらオランダの法人税25%と日本の法人税40%の差を考えるとキャッシュを日本へ移すよりもオランダに留めておく方が有利であるかもしれません。

オランダ国内の政治状況によりオランダ議会による新条約の承認が予想よりも遅れていましたが、現オランダ政府はこの新条約の重要性を認識しており、本年度末までには承認を済ませるべく法案審議緊急リストに載せられていました。2011年10月27日に第二院がこの条約を承認し、その後第一院においても承認され、本条約は2012年1月1日を以て適用されることになりました。

弁護士 岩城本臣 弁護士 加藤幸江
 弁護士 村上創 弁護士 小林章博
 税理士 岡山栄雄

1 基本的な考え方… 資本を増加させることによる事業承継…

会社の経営権は、株主が所有する議決権の過半数によって左右されます。したがって、中小企業のオーナー一族にとっては、「議決権のある株式」の過半数以上を所有することが重要です。

一方、相続税において、株式の評価は、「発行済株式総数」によって評価することになっています。したがって、税金面から考えると、オーナー一族の発行株式の所有割合を少なくさせることが必要となります。このため、経営権に影響しないように議決権のある株式の過半数以上を所有するとともに、会社全体の発行済株式数の総数を増加させて相対的に一族の所有する株式数を減少させることが最善の方策となります。

このように、資本を増加させることによる事業承継も一つの方法だと思えます。

2 貸付金を資本に振り替える… オーナーからの貸付金の株式化…

会社の財政状態が悪化しているため、会社がオーナーから多額のお金を借りるケースがあります。その会社側の借入金は、オーナー側からすると会社に対する貸付金であり、オーナー自身の相続財産の対象となります。この貸付金が残っている状態で相続が発生した場合には、会社の財政状態が悪いままであるときは、資金回収もできないうえ、相続税まで課税されることになってしまいます。

そのため、回収の可能性の低い貸付金については、債権放棄するか債権を資本化するDESを活用する対策が必要となります。「DES(デット・エクイティ・スワップ)」とは、会社の債務(デット)を会社の資本(エクイティ)への交換(スワップ)する取引をいいます。このDESは、財務体質が悪い会社の再生の一手法として、債権放棄などと同様に広く利用されています。

多額の欠損金がある会社に対しDESを実施すると、貸付債権が株式に転換することになりますが、貸付債権の額面より株式の時価が低い場合には、会社側で債務消滅益を認識することになります。この債務消滅益は、税務上の繰越欠損金と相殺することができます。オーナー側は、貸付債権の評価から非上場株式の評価へと財産の評価方法が変わることになります。非上場株式は、純資産価額や類似業種比準価額により評価されるため、発行法人が転換後においても債務超過の状態である場合には、株価はほとんど評価されないケースが多いと思えます。

3 無議決権株式を発行する… オーナー一族の経営権確保…

平成18年の会社法の改正により、普通株式とは権利の種類が異なる、議決権に制限のある株式を発行できることになりました。いわゆる「種類株式」で、議決権の全くない完全無議決権株式などを発行すれば、1株当りの純資産価額や利益金額を下げるができます。このため、相続税の節税効果が期待できます。

また、オーナー一族の経営権確保という観点から考えると、無議決権株式の発行は、安全な方法だと考えます。ただし、無議決権株式は、発行済株式数の2分の1を超えて発行することはできません。

4 第三者割当増資を利用する… 1株当りの株式評価額の低下…

現在の株主以外の第三者(特定の取引先や金融機関等)に新株式を割り当てたり、株主であっても特定の者にだけに新株式を割り当てる増資を「第三者割当増資」といいます。

会社が新株の発行をし、第三者割当がされたときは、新株を引き受けた人は時価での払込みをした場合を除き、贈与により取得したものとして取り扱われます。新株引受権の時価とは、同族株主の場合は、原則的な株式評価額となり、同族株主以外の場合は配当還元による価額が基準となります。

配当還元による価額で第三者割当増資をすれば、資産を増やさずに株式総数が増えるので、1株当りの株式評価額が下がることとなります。

5 従業員持株会を活用する… 会社の経営実権の承継…

議決権制限株式は、議決権を制限できる事項や条件には制限がありませんので、株主総会の決議事項の全部について議決権の存在しない無議決権株式を発行することも可能です。

このため、まず株主総会においてオーナー個人の所有株式を無議決権株式として決議します。次に、この無議決権株式を、事前に設立していた「社員持株会」に配当還元評価額によって低廉譲渡することになります。この結果、オーナー一族の所有する株式数が相対的に減少することから、株式評価額が低下します。このため、会社の経営実権は一族に集中させたまま、経営権を後継者に承継させることが可能となり、中小企業の事業承継とオーナー一族の相続税対策に活用できます。

ただし、オーナー一族が持っていた株式が無議決権株式として従業員に移転しますので、株式の配当金は従業員が取得することになります。また、一度従業員に渡った株式をオーナー一族が買い戻す場合には、原則的株式評価によって高額な株式評価額になりますので、その時は自己株式にするなどの方策を考える必要があります。

6 投資育成会社を利用する… 自主性尊重の姿勢…

中小企業投資育成会社(育成会社)は、中小企業に対して、自己資本の充実と、その健全な成長発展を図るため、昭和38年に特別法に基づいて、投資業務を実施する機関として設立されました。育成会社は、中小企業に対する資本の充実が目的ですので、投資に際しては投資先企業の自主性を尊重する姿勢をとっています。したがって、投資先企業にとっては、経営権の影響の少ない安定した非同族の外部株主となります。

一方、育成会社から投資を受けると、企業の株主構成が変動します。この結果、同族株主の持株比率が低下するため、オーナー一族の所有する株式評価額が低下することになり、相続対策に利用できます。

したがって、育成会社による出資は、経営権を持続したまま企業の事業承継が可能となるとともに、オーナー一族の相続税対策として利用することができます。

なお、育成会社も株主ですから、株主としての議決権を所有しています。しかし、政府系の株式会社であり、経営権に関与しないことを公言していること、また、長年にわたって全国の中小企業において活用されていることから、経営権に関する問題はないと思えます。また、育成会社には、出資額の6%以上の配当をすることが要求されますので、毎期待期的に会社の資金が社外流出することになります。そのほか、株式をオーナー一族が買い戻す場合には、株式評価が高額になる場合があります。

7 対策のまとめ… 資本金1億円の制約…

資本を増加させるなど、会社の資本政策による事業承継対策については、上記事項を組み合わせることで実行することにより、望ましい事業承継が可能になります。

しかし、資本の増加については、出資後に、資本金が1億円を超えると中小企業としての税務上の特典がなくなることから、1億円を超える場合には、会社を分割した上で、増資後の資本金を1億円以下にすることなどを考える必要があります。





弁護士
松本 久美子
(まつもとくみこ)

〈出身大学〉
神戸大学法学部

〈経歴〉
2007年9月
最高裁判所司法研修所修了
(60期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
金融法務、商事法務、
会社法務、保険法務、
知的財産権法務、労働法務、
不動産法務、民事法務、
家事相続法務

最新判例

振替制度開始後の投資信託受益権の銀行取引約定書4条3項の適用(準用)の可否 及び同条項に基づく任意処分と民事再生法85条1項との関係

弁護士 松本 久美子

1 はじめに

本件は、投資信託振替制度開始前に信託受益権を販売し、口座管理機関となっている銀行が、投資信託振替制度開始後かつ受益者の民事再生手続開始後に、当該銀行の受益者に対する貸付債権の回収のため、「銀行が占有している債務者の動産、手形その他の有価証券について、取立または処分のうえ、取得金を債務者の債務に充当できる」旨の約定¹に基づき、受益者の了解を得ずに行った同受益権の解約が不法行為にあたるかどうか問題となった事案である²。

2 本件事案の概要

- (1) 平成16年5月、B銀行とA社は、銀行取引約定書を締結した。同約定書には、債務者が債務を履行しないときは銀行が占有している債務者の動産、手形その他の有価証券について、取立または処分のうえ、その取得金から諸経費を差し引いた残額を法定の順序にかかわらずA社の債務の弁済に充当できるものとする旨の条項があった(以下、本件条項という)。
- (2) 平成16年9月に、B銀行とA社との間で、保護預かり約款に基づきA名義の保護預かり口座を開設し、平成17年3月にB銀行はA社に対し本件受益権証券(委託者C(資産運用会社)、受託者D(信託銀行)とする証券投資信託契約に基づく分割された投資信託受益権)約3000万口を3000万円で販売した。平成19年1月、投資信託振替制度が開始され、それに伴い、B銀行は本件受益権の振替機関・口座管理機関となり、A社名義の振替口座を開設し、同口座の口座簿にA社が本件受益権の権利者である旨記録した。なお、本件受益権は、解約実行請求等の方法により受益者の解約金の交付を受けることができることとされている。その解約実行請求の方法は、受益者から販売会社(B銀行)に対し自己に属する受益権にかかる本件信託契約の解約実行請求をし、B銀行が委託者Cにその旨を通知して、委託者Cが受託者Dとの信託契約を一部解除し、その解約金がB銀行を通じて受益者に交付されるというものである。
- (3) 平成19年11月30日、B銀行はA社に対し、弁済期を平成20年9月1日として金6億円を貸し付けた。

- (4) 平成20年6月5日、A社は民事再生手続を申立て、同月18日再生手続が開始され、Xが破産管財人となった。
- (5) 平成20年6月30日、B銀行は、Cに本件受益権の全てを解約する通知をし、A社の振替口座簿から同受益権を抹消した。そして、B銀行は、同年7月、Dから交付された本件受益権の解約金2329万1799円を本件貸付金の弁済に充当した。
- (6) そして、XからB銀行に対し、Xの解約実行請求なく行った本件解約が違法であるとして、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟が提起された。

3 争点及び判示

本件の争点は多岐にわたるが、主に、①本件条項は「動産、手形その他の有価証券」を対象としているところ、投資信託受益権が適用ないし準用されるどうか、②民事再生手続開始後も本件条項に基づき解約が可能かどうか(開始後の弁済等再生債権の消滅行為を禁ずる民事再生法85条1項等に抵触しないか)であり、本判決は以下の通り判示して、Xからの請求を棄却した。

(1) ア①について

本判決は、本件条項が旧銀行取引約定書ひな型4条4項と同じ規定であり、同条項は任意処分権と弁済充当権を授与するものとされていることを前提として(最高裁昭63年10月18日等)、B銀行の準占有が認められる限り、本件受益権に本件約定が適用ないし準用されると判示した。その理由としては、①本件条項が定められた趣旨が、銀行が事実上管理・支配しているあらゆる債務者の財産について、銀行が主導的に取立・処分して優先的な弁済を受けられるようにする点にあると解されること、②投資信託振替制度開始以前は、A社もB銀行も保護預かりしていた本件投資信託証券は本件約定の適用対象に含まれていると認識しており、投資信託振替制度の開始前後において、実際の取り扱いに伴って本件条項の適用範囲に変動が生じることを想定したとは考え難いこと、③本件約定書が締結された平成16年5月時点では、いまだ各種有価証券の振替制度への移行が順次開始された段階であっ

たから、「動産、手形その他の有価証券」という文言がなお継続的に用いられたことも無理からぬところがあると考えられることなどを挙げている。

そして、B銀行の準占有の有無について、B銀行が信託受益権の販売会社として自己の名において同権利の募集の取扱いや、販売、一部解約に関する事務等を行い、振替機関・口座管理機関として自己の名において振替業務等を行っていたから、「自己のためにする意思をもって財産権を行使する場合」(民法205条)にあたるかと判断し、B銀行の準占有を肯定した。

(2) イ②について

本判決は、本件条項の再生債務者が銀行に占有財産の取立処分権限を授与する部分は、準委任契約(民法656条)であると解し、再生手続の開始は委任契約の当然終了事由ではないから(653条2号参照)、再生手続開始後も、なお本件条項に基づき本件投資信託受益権を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分することができたといふべきであるとし、民事再生手続開始後に、本件約定に基づき、B銀行が本件解約を行った行為は適法であると判示した。

なお、Xは、再生手続開始後における再生債務者による個別の権利行使を禁止・制限する民事再生法85条1項等の趣旨に照らせば、純然たる債務消滅行為のみならず、取立の準備行為も当然に禁止されると主張したが、本判決は、占有財産の取立等は、債務消滅行為そのものではないこと、また弁済充当と法律上不可分一体でもなく、再生財団の管理処分権を不当に制限するものではないことから、民事再生法85条1項等の規定ないしその趣旨に必ずしも反しないと判示している。

4 考察

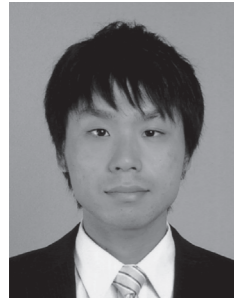
- (1) ①本件約定が投資信託受益権に適用ないし準用されるかどうかについて、本判決は銀行が信託受益権を準占有している限り適用乃至準用されたとした。振替制度移行前には任意処分権・弁済充当権の対象となっていた財産が、振替制度の移行により対象から外れるということは当事者の意思に反すると思われ、本判決の結論は妥当であるものと思料される。この判決においても、振替制度移行前に締結した約定書であり、かつ同移行前に販売された信託受益権であるという事情が考慮されていることからすると、振替制度移行後に締結された約定書あるいは販売された信託受益権が問題となった場合には、適用乃至準用は認められないという結論もありうるものと思われる。この点については、今後の議論、判断が待たれるところである。
- (2) ②民事再生手続開始後も本件条項に基づき解約が可能

かどうかについて、本件では可能と判断された。学説上も、民事再生の場合には、準委任契約は当然に終了せず、任意処分権を定める約定はなお有効と解する見解が多く、また、民事再生法85条1項で禁止される行為は、弁済、代物弁済、更改、相殺等再生債権を消滅させる行為一切とされているおり、その前提となる行為(準備行為)までは同条項により禁止されるとは解されていない。同法85条1項と銀行取引約定書で認められる任意処分権との関係については、最高裁の判断はなされていない論点であり、本件は参考となる裁判例と言えらる。

なお、本件は、本件信託受益権の解約が不法行為となるかどうか争われたものであり、その後の弁済充当の適否までは判断されていないが、同種の事案³で、解約金の返還請求権と貸金との相殺の効力が争われた裁判例⁴では、その相殺が相殺禁止の規定(民事再生法93条1項3号)に該当するとし(適用除外の規定同条2項にも該当しない)、その相殺の効力を否定した。本件でも、解約金の弁済充当の効力が争われていれば、Xの請求が認められた可能性もあり、銀行取引約定書で定める任意処分権及び弁済充当権と民法85条1項との関係等についても今後議論がなされることが予想される。

〈参考文献〉
・金融法務事情1923号108頁

- 1 旧銀行取引約定ひな型4条4項と同旨の規定
- 2 なお、本件は、銀行の株主でもあった債務者の民事再生手続開始直後の銀行の定期株主総会で決議された剰余金配当請求権と、貸金債権との相殺が民事再生法93条1項1号抵触するかどうか問題となった事案であるが、紙面の関係上、ここでは紹介しない。
- 3 MMFにかかる受益証券の購入者の支払い停止後に銀行が当該受益証券の解約を行った事案。
- 4 名古屋地方裁判所平成22年10月29日金法1915号114頁



弁護士
下西 祥平
(しもにしゅうへい)

〈出身大学〉
京都大学法学部
神戸大学法科大学院

〈経歴〉
2010年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新63期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

「賃貸住宅管理業者登録制度の施行について」

弁護士 下西 祥平

1 はじめに

これまで宅地建物取引等とは異なり、賃貸住宅管理に関する法規制やルールは存在しませんでした。もっとも、昨今敷金・保証金の返還や契約の更新などの賃貸住宅管理業務に関わるトラブルは増加しているといわれています。そのような社会情勢をうけて、今般「賃貸住宅管理業者登録制度」(以下、「本制度」といいます。)が創設されることとなりました。本制度についての詳細は後述しますが、平成23年9月30日には、賃貸住宅管理業者の登録に必要な事項を定める「賃貸住宅管理業者登録規程」(以下、「規程」といいます。【国土交通省告示第998号】)及び、登録事業者が遵守すべき一定のルールを定める「賃貸住宅管理業務処理準則」(以下、「準則」といいます。【国土交通省告示第999号】)が公布されました。さらに、平成23年12月1日には、上記規程及び準則が施行され、本制度がいよいよスタートすることになっています。そこで、本制度について簡単にご紹介したいと思います。

2 本制度の目的・概要

本制度は、賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資することを目的としています(規程1条)。

そして、本制度の概要は以下の4項目に集約されます。

- (1) 賃貸住宅管理業者は、国土交通省の備える登録簿に登録を受けることができる。
- (2) 登録業者は、業務処理準則(管理対象や契約内容の重要事項を賃主へ説明すること等の一定のルール)を遵守する。
- (3) 登録事業者が業務処理準則に違反した場合などは、勧告や登録抹消等の対象となる。
- (4) 国土交通省は、登録業者名簿を記載した登録簿を一般の閲覧に供する。

3 本制度の解説

(1) 総論

そもそも、本制度は任意の制度であり、登録するかどうかは各管理業者の判断によりますので、告示施行後も登録を受けずにそのまま管理業務を営むことができます。ただ、本制度により登録を

受けることによって、その会社が賃貸住宅の管理業務に関し、一定のルールに沿って重要事項の説明や書面交付等の業務を行い、受領家賃等財産の分別管理を適切に行っていることが一般に明らかになるという事実上のメリットがあります。ちなみに、本制度は賃貸住宅の管理を対象としており、宅地建物の貸借の代理・媒介を対象とする宅地建物取引業法や、分譲マンションの管理を対象とするマンション管理適正化法とは対象を異にしています。

(2) 規程関連

ア「管理事務」等の定義【規程2条】

本制度において登録の対象となる「賃貸住宅管理業」とは、管理事務を業として行うものをいい(規程2条3項)、また「管理事務」とは、賃貸住宅の賃借人から委託を受けて行う当該賃貸住宅の管理に関する事務又は賃貸住宅を転貸する者が行う当該賃貸住宅の管理に関する事務(賃借人として行う事務を含む。)であって、基幹事務のうち少なくとも一の事務を含むものをいいます(規程2条1項)。そして、「基幹事務」とは、家賃、敷金等の受領に係る事務、賃貸借契約の更新に係る事務又は賃貸借契約の終了に係る事務をいうとされています(規程2条2項)。

イ「登録」制度について【規程3-6条】

本制度による登録を受けようとする者は、所定の登録申請書を必要な添付書類とともに国土交通大臣(現実的には主たる事務所を管轄する各地方整備局)に提出する必要があります(規程4条)。そして、国土交通大臣は、欠格事由(規程6条)がない限り、賃貸住宅管理業者名簿に記載して、登録することになっています(規程5条)。また、登録期間は、5年間で、引き続き登録を受ける場合は、更新の登録を受ける必要があります(規程3条)。この登録簿は、一般の閲覧に供することとされていますので(規程15条)、賃主や借主以外の誰でも閲覧することが可能です。

ウ「標識の掲示」【規程7条】

登録を受けた「賃貸住宅管理業者」(規程2条4項)は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に登録を受けた旨の標識を掲げることになっています(規程7条)。これにより、登録業者は適正に賃貸住宅の管理を行う事業者であることをPRすることができます。

エ「報告」義務【規程8条】

賃貸住宅管理業者は、毎事業年度の終了後

3か月以内に、その業務及び財産の分別管理等の状況を所定の様式で国土交通大臣に報告することとなっています(規程8条)。これは、登録業者の管理戸数や家賃の分別管理等の状況について国土交通大臣が適切に把握するとともに、一般の閲覧対象とすることにより、消費者や賃主が管理会社の行っている業務状況を把握し、賃貸住宅や管理会社を把握する際の判断材料として活用することができるようにするためです。

オ「業務改善に関する勧告等」【規程11条】

本規定に違反をしたときや一定の不正な行為が行われた場合には、国土交通大臣は、当該賃貸住宅管理業者に対し、その業務の適正な運営を確保するための必要な指導、助言及び勧告をすることができます。またその際、国土交通大臣は、指導、助言及び勧告をしたことを公表することができることとされています(規程11条1・3項)。

これは、消費者が登録業者の行う業務について適切に判断するためです。ただし、勧告した場合に必ず公表されるというのではなく、個々の事例ごとに公表の是非が判断されます。また、勧告等を行うに際しても、必要に応じて登録業者の意見聴取や、資料提出を求める等の措置が行われます(規程11条2項)。

カ その他関連事項について

家賃債務保証会社が家賃を受領する場合も、賃主や管理会社から委託を受けて通常の月額家賃を受領、送金する場合は登録対象となります。もっとも、家賃滞納時に家賃を立て替え、借主に請求する場合は対象外となります。

(3) 準則関連

賃貸住宅管理業者の業務における一般処理準則として信義誠実の原則が明示されています(準則1条)。その主な具体例を準則に従って列挙すると以下のようになります。

ア 禁止事項【準則3・4条】

賃貸住宅管理業者は、業務に関して下記の事項を行うことを禁じられています

- ① 断定的判断の提供・不実告知・その他不正行為等
- ② 誇大広告

イ 賃借人に対する重要事項説明・書面交付【準則5・6条】

重要事項説明を行う者について、資格要件はありませんが、賃貸不動産経営管理士等の専門家が行うことが望ましいとされています。また、重要事項説明書面と管理受託契約書面は兼ねることができですが、契約が成立するまでに当該書面を交付し、重要事項の説明を行った上で、管理受託契約を締結に至ることが必要となります。

ウ 賃借人に対する書面交付【準則7条】

賃借人にとっても管理事務を行う事業者がどのような会社か、また管理事務の内容及びその範囲については重大な利害関係がありますので、書面にて告知する必要があります。

ただし、賃貸借契約書に準則7条の必要事項が全て記載されていれば、改めて書面交付を行う必要はないとされています。

エ 契約更新時の書面交付【準則12条】

賃貸借契約の中で更新手続きについて明記されており、従前の条件から変更がない場合などは、書面交付は不要とされています。

オ 賃借人に対する賃貸借契約の終了時における書面の交付等【準則13条】

カ 管理事務の再委託【準則14条】

ただし、基幹事務について一括して再委託することは禁じられています。

例えば、賃主から委託を受けた親会社が、子会社に全ての管理事務を委託する場合も一括再委託に該当するので禁止されます。

キ 財産の分別管理【準則16条】

4 まとめ

平成23年10月25日には、規程及び準則の解釈・運用の考え方も公表されるに至り、本制度は施行に向かって着々と準備が整い始めております。当初は、実務上の混乱も想定されますが、申請書の記載や必要な添付書類について個別具体的な判断で悩まれた場合には、下記の引用URLの他、国土交通省のホームページにて最新の情報を確認してください。また、ご不明な点がありましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。

5 参考URL

- ① 登録規程パンフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/000144958.pdf>
- ② 賃貸住宅管理業者登録制度概要
<http://www.mlit.go.jp/common/000167499.pdf>
- ③ 賃貸住宅管理業者登録規程
<http://www.mlit.go.jp/common/000170577.pdf>
- ④ 賃貸住宅管理業務処理準則
<http://www.mlit.go.jp/common/000170578.pdf>
- ⑤ 賃貸住宅管理業者登録制度のQ&A
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000017.html
- ⑥ 規程及び準則の解釈・運用の考え方(通達)
<http://www.mlit.go.jp/common/000170561.pdf>
- ⑦ 賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について(通達)
<http://www.mlit.go.jp/common/000170562.pdf>



税理士
岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

〈出身学校〉
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

〈出身地〉
高知県四万十市

〈主な経歴〉
大阪国税局 総務部 企画課長
大阪国税局 査察部 管理課長
大阪国税局 査察部 次長
国税不服審判所 審理部 副審判官
福知山税務署 署長
南 税 務 署 署長

〈現職〉
近畿税理士会 理事
(社)北納税協会 監事

〈中央総合会計事務所〉
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

「臨界点とバランスシート」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

1 決断の重要性

人間は、誰しも辛いこと、不都合なことがあると、問題を先送りする傾向があります。決断をする場合には先延ばしの方が楽なのです。特に、撤退などマイナスの結果に終わる決断は遅れがちになります。しかし、最終的には、臨界点に達して物事が動きだし、その結果として失敗に終わるものです。失敗した後になって、あの時ああしていたらと後悔するのです。「後悔先に立たず」です。

組織における最悪の事態は、責任者が優柔不断で決断をしないことです。私も、組織の管理職になったとき、仕事の上で数々の決断が必要でした。特に、現場担当者の方は、トラブルの真っ最中に究極の即断を求められる場面にも遭遇しました。その時には、タイムリミットである臨界点を見極めながら、臨界点に達する前に決断をして処理するように努めました。

2 臨界点の判断

決断をする場合にはタイムリミットがあります。素早く決断して行動することが必要な場合があります。その最終のリミットが臨界点です。「臨界点」とは、物質がある状態から別の状態に変化する境目のことです。核反応で言えば核融合の始まりであり、化学反応では融点などです。社会における物事も徐々に動いていき、ある一定の時期になると急に变化するものです。その時期を、転換点、破断界とも言います。

「ゆでガエル現象」という譬えがあります。カエルを熱い湯の中に入れて驚いて飛び出します。しかし、カエルを水の中に入れておき徐々に暖めていくと、カエルは上昇する水温の変化に気がつきません。その結果、一定の温度である臨界点に達すると死んでしまいます。ゆでガエル現象は、現在の私たちの社会の中でも恒常的に発生しています。

3 バランスシートの作成

組織の責任者の仕事の一つは決断をすることです。物事を白か黒かに決めること、右に行くか左に行くかを決定することです。誰かが決めないと物事は先に進めません。決断は総合的な情勢判断の後に、確率の高いと思われる方を選択します。しかし、決断をする課題はすべて曖昧で悩ましいものです。このため決断するには悩みの少ない客観的な方法が必要です。定量的な数値によって判断すると、手続きを単純化することができます。

決断をする単純な方法は、まず、①決断をした結果から予想されるヒト、カネ、モノに関する項目を分類して分別化することです。項目を分別化すると客観的に検討することができます。次に、②その項目を全部紙の上に箇条書きにして可視化することです。具体的な内容を目で見て考えることができます。続いて、③それぞれの項目を重要度に応じて評価点を付加して数値化します。その数値によって「バランスシート(貸借対照表)」を作成します。借方にメリットを貸方にデメリットを記入します。二者択一の場合には特に効果があります。加えて、④検討項目は、短期と中長期に分類し、中長期的な将来に対する見方には数値を加重化して評価します。

4 決断の時期

物事は、時間をかけて解決する方が結果的に良くなる場合もあります。個人感情による問題、マスコミ報道、クレーマー対応などは時間と忍耐が必要です。特に、個人の嫉妬心に基づくトラブルは、冷却する時間が必要です。早期処理を望むと失敗する確率が高くなります。

一方、早期処理、先手必勝の場合があります。事案の内容が、当方に非のある場合や組織に関する問題は、速やかに対処する必要があります。組織にトラブルが発生した場合には問題を属人化させず、十分なコミュニケーションをとって情報を共有化し、早期に処理すべきです。問題を先送りしても何の解決にもならないものです。最終的に決断をするには、バランスシートを作成の上、事案の内容によって、先延ばしする事案と早期解決する事案をよく見極め、問題が臨界点に達する前に対処することです。



裁判エッセイ 40 ● 代役バイオリニスト ヒラリー・ハーン

弁護士 川口 富 男
(オプカウセル) (元 高松高等裁判所長官)

以前の裁判エッセイ(No.37)でバイオリニスト^{スワナイ アキコ}諏訪内晶子^{アキコ}のことを書きましたが、そこに書いた二つの演奏会の外に、諏訪内晶子がパーヴォ・ヤルヴィ指揮ドイツ・カンマー・フィルとベートーベンの協奏曲を共演する演奏会(06・5・21兵庫県芸術文化センター)の入場券を購入していました。ところが公演の1か月位前に、主催者から「諏訪内晶子が病気のため出演不能になった。ヒラリー・ハーンを代役に立てる。ハーンは実績のあるバイオリニストです。入場券の払戻はしない」との連絡がありました。

演奏会で出演者のキャンセルがあった時に、入場券の払戻をするかしないかをどういう基準で決めるのか、それは主催者の裁量なのか。この演奏会の宣伝では諏訪内晶子を強調していたのに(指揮者等の実力には定評がありますが、日本での知名度は彼女の方が上です)、払戻の選択をさせないことでよいのか。私はハーンを知りませんでしたから、諏訪内晶子の演奏を聴きたくて入場券を購入していたのにと残念に思いました。

入場券購入者が主催者の決めた方針に納得できないときにどのような対処方法があるのでしょうか。まず、主催者に払戻の交渉をすることが考えられますが、方針を決めた主催者が簡単に応じるとは思えません。すると、最終的な手続は訴訟になります。普通は急を要しますから保全処分を申請することになるでしょう。請求の理由としては、代役を立てたことにより提供される当日の演奏が、債務の本旨、つまり本来予定されていた演奏会の趣旨と違ったものになるとか、もともと代替がきかないとかの主張をして、購入契約を解除することになるでしょうか。簡易裁判所に少額訴訟手続が設けられていて簡易迅速に手続が進行することになっていますが、入場券の額からすると、それでも「鶏を割くにいづくぞ牛刀を用いん」の感を免れません。その外、民事調停、裁判外紛争解決手続(ADR)や消費者センター等の斡旋に頼る方法もありますが、強制力はなく、しかも急な場合に対応できるか、という問題は残ります。

このように、小さい紛争をすばやく解決する手続は見つけにくいのです。

出演者に故障が生じたときの扱いでは、私の経験では、ウィーン・フィルの演奏会で予定されていた指揮者が来日不能になったときに、指揮者と曲目を変え、切符の払戻に応じるという扱いでした。また、キーシン、アルゲリッチら数人による室内楽で、アルゲリッチが出演不能になったときも、曲目を変更し、払戻に応じるという扱いでした。

代役はオペラではしばしば見られます。専ら声という微妙な楽器に頼る分野ですから、ちょっとした体調不良でも代役が必要になることがあります。最近では英国ロイヤル・オペラの横浜公演(椿姫)で、予定されていた代役にまで故障が生じ、代役の代役が出るというめずらしいことがありました。ある日には2幕目から急遽無名の歌手が代役の代役を務め、ある日には最初から、同じオペラ公演の他の演目で来日していたアンナ・ネトレプトが代役の代役を務めました。ネトレプトというと、今をときめくスーパースターで、人気抜群の美貌・実力派のソプラノですから、当日の聴衆は宝く

じに当たったように感じたことでしょう。日による運不運を思わざるをえません。オペラの場合は代役でも払戻はしない、というのが普通のように思います。そしてむしろ、代役の機会が歌手の出世の糸口になっているようで、そうした機会を生きし大歌手になっていったという例は枚挙にいとまがありません。大オペラ劇場では上のネトレプトの例のように、実力のある代役者を得てきた実績がありますから、それだけの手当ができる態勢にあるでしょう。歌手の方でもいつでも代役が務まるようにレパートリーを豊かにしておくという世界のようなようです。オペラの聴衆も代役に寛容のように思います。

私は、代役のハーンを知らなかったのですが、当日のハーンの演奏が素晴らしく、指揮者、オーケストラはもともと評価の高い人たちですから、全体として大変レベルの高い演奏会でありました。調べてみると、ハーンは、コンクールの受賞歴こそないものの、若いのに欧米では一致して実力が認められていて、一流の指揮者、オーケストラとの共演歴の多いバイオリニストであることが分かり、その経歴は当日の演奏のすばらしさを裏付けるものでした。それに、ファンには諏訪内晶子よりもハーンを買う人も少なくないようなのです。代役ハーンの演奏は、聴衆を魅了したようで、その後間もなくハーンは同じ会場でリサイタルを開きましたが、パッサの無伴奏から現代音楽を含む、あまり一般受けのしない演奏曲目だったのに満員の盛況であり、演奏も良いものでした。

ハーンの魅力を一言で言いますと、音色の美しさは当然として、一つのボーイングで弾き出される一つひとつの音に大地から湧き出たような実在感があって、曲の魅力を余すところなく提示できるといえるのでしょうか。素直な演奏なのに聴き手の魂をゆるがす力があります。作曲者とハーンとが一緒になり、聴き手も確かにその環に加わって共感共存し、共に共振・飛翔しているという実感が得られるのです。ですから、演奏会後の軽い興奮は、気持のよい運動をした後のような充実感を伴います。

演奏者に故障が生じたときの主催者は、聴衆との信頼関係を維持するために、良識のある対応をしなければならぬと思います。特に入場券購入者は、それぞれに個別の動機があって購入しているのに、不満があってもそれを解消するために採りうる手段を事実上持たないに等しいのですから、購入者に危険の負担をさせてはいけません。良識ある配慮を続けることが音楽興行界の発展に寄与するはずで、入場券に「曲目等に変更があっても払戻はしません」と注記されていることがありますが、その「等」に独奏者とか主演級の演奏者の変更を含めるという解釈には無理があると思います。上記の諏訪内晶子の故障の場合に、彼女に勝るとも劣らない代役を急場に提供した主催者の対応は良いものであったと言えることをうれしく思っています。大物と言ってもよいハーンが代役に応じたのも、指揮者パーヴォ・ヤルヴィらとの共演に惹かれたためかもしれません。そして、ハーンの実力と魅力は聴衆に受け入れられたのでした。

私の会社法との関わりは、京都大学法学部1回生の昭和40年に始まります。1回生担当の「法学」という一般教養科目を担当されたのが、後に最高裁判事となられた大隅健一郎先生でした。大隅先生は、独特の名調子でよどみなく講義されていましたが、特に当時の株主総会の実態やいわゆる総会屋関連の話がおもしろくて今も先生の口調とともに記憶に残っています。3回生の時、上柳克郎先生の商法第2部(会社法)の講義を受けました。上柳先生の講義は、簡潔にして要を得たものであるだけでなく、後から思うと、受講生のレベルに応じて七色の輝きを見せる奥の深い名講義でした。もっとも、当時の私は、上柳先生よりも、いろいろな学者の名前を挙げながら小気味よくコメントされる林良平先生に惹かれて、林先生の民法ゼミを選びました。

昭和44年3月に京都大学法学部を卒業し、同年4月より、京都大学法学部の商法専攻の助手となりました。林先生の推薦により、上柳先生のもとで、商法研究者としての道を歩むことになったのです。昭和46年8月、「法人格否認の法理」に関する助手論文により法学部助教授となり、昭和58年6月、法学部教授に昇進しました。平成21年3月に、京都大学を定年退職し、同年4月から、同志社大学大学院司法研究科(ロー・スクール)にお世話になっています。

昭和49年以降、商法・会社法の抜本的改正の動きが具体化しました。当時、法制審議会商法部会長であった鈴木竹雄東京大学名誉教授が代表者である商法改正研究会に参加させていただき、会社法改正に関わることになりました。昭和58年1月より法制審議会商法部会の幹事となり、その後、平成3年4月から平成17年3月まで、法制審議会の会社法関連部会の委員として、会社法改正に関わってきました。このほか、商事法務研究会の様々な研究会や大阪株式懇談会や京都株式事務研究会等において、実務家の方々と一緒に勉強をしてみたりしました。また、昭和50年4月から53年2月まで、ドイツに留学し、ドイツ会社法を中心に、EC会社法の研究をしてみたりしました。

第二次世界大戦後のわが国の会社法の歴史は、三つに分かれます。第一期は、昭和41年改正までの戦後の復興期です。第二期は、昭和49年から平成2年ないし5年までの企業統治(コーポレート・ガバナンス)が主要テーマであった時期です。この時期の特徴は、比較法的知見を基礎に健全な会社経営の確保を目的とする学者主導の改正ということで、今日的観点からは規制強化法となります。第三期は、平成9年から現在までの会社法の政策立法化の時代です。これは、経済界主導の、効率性を重視し企業の国際競争力の回復強化を目的とする規制緩和法といえることができます。

私は、第一期の末に会社法の手ほどきを受け、第二期以降、会社法研究に従事し立法作業に関わりました。平成17年会社法の立案作業にも関わりを持っていたのですが、会社法を理解することに今なお苦勞しています。会社法は、株式会社法と有限会社法を統合したため、規制が複雑化することはやむを得ませんが、大胆に自由化・規制緩和を推し進めました。さらに、会社法は、経済的に同様の会社行為には同様の規制を妥当させるべきであるとして、これまでとは異なる規制システムを設けました。法的安定性を確保するため、包括的定義規定である会社法2条のほか個別規定においても重要な定義がなされるほか、会社法や省令においてきめ細かな規制を設け、括弧書も多用され、会社法が行政法規化したといわれることもあります。これらにより、会社法の全体像を体系的に理解することが困難になっているように思われます。

本連載において、「急がば回れ」のこたわぎに従い、会社法の重要な規定について、戦後の会社法史をひもときながら実務上理論上の問題点を整理し、合理的な解釈論を提示することにより、会社法の理解に資することができればと考えています。また、現在、会社法改正作業が進行中ですが、会社法の基本的枠組みの問題点と今後の進むべき方向性についても示唆することができればと思っています。

次回から本論に入ります。その第一として、「利益相反取引規制」を取り上げる予定です。ご期待ください。



弁護士法人

中央総合法律事務所

<http://www.clo.jp>



■京都事務所
〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル
長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL.075-257-7411(代表) FAX.075-257-7433



■大阪事務所
〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル11階(受付5階)
TEL.06-6365-8111(代表) FAX.06-6365-8289



■東京事務所
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号
NBF日比谷ビル11階
TEL.03-3539-1877(代表) FAX.03-3539-1878

●所属弁護士等

- | | | | | | | |
|------------|---------------------------------------|------------|-----------|-------------|------------|-----------|
| 弁護士 中務 嗣治郎 | 弁護士 岩城 本臣 | 弁護士 森 真二 | 弁護士 加藤 幸江 | 弁護士 村野 讓二 | 弁護士 安保 智勇 | 弁護士 中光 弘 |
| 弁護士 中務 正裕 | 弁護士 中務 尚子 | 弁護士 村上 創 | 弁護士 小野 章博 | 弁護士 錦野 裕宗 | 弁護士 鈴木 秋夫 | 弁護士 藤井 康弘 |
| 弁護士 國吉 雅男 | 弁護士 瀧川 佳昌 | 弁護士 金澤 浩志 | 弁護士 中野 清登 | 弁護士 久保田 千春 | 弁護士 吉田 伸哉 | 弁護士 田口 健司 |
| 弁護士 平山 浩一郎 | 弁護士 古川 純平 | 弁護士 松本 久美子 | 弁護士 稲田 行祐 | 弁護士 柿平 宏明 | 弁護士 赤崎 雄作 | 弁護士 角野 佑子 |
| 弁護士 太田 浩之 | 弁護士 中村 健三 | 弁護士 大槻 幸弘 | 弁護士 大平 修司 | 弁護士 鍛冶 雄一 | 弁護士 下西 祥平 | 弁護士 草深 彦彦 |
| 弁護士 高橋 瑛輝 | 外務法務弁護士 アダム・ニューハウス
(オプカンセル/オプカンセル) | 弁護士 川口 富男 | 弁護士 森本 滋 | 客員弁護士 吉岡 伸一 | 客員弁護士 岡村 旦 | |
| 法務部長 寺本 栄 | 法務部長 角口 猛 | 法務部長 野草 弘嗣 | | | | |